

京都市告示第362号

指定：京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき告示します。

廃止：京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づく水路等を次のように廃止し、同条例第3条第1項の規定に基づき告示します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和7年9月1日

京都市長 松井孝治

(指定水路等)

整理番号	名称	起 点 終 点
1	深草水0152号	伏見区深草谷口町130番地の1 同区深草大龜谷東久宝寺町98番地の1
2	深草水0153号	伏見区深草大龜谷東久宝寺町98番地の1 同上

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 点 終 点
1	勸修寺水5001号	山科区勸修寺東栗栖野町35番地の1 同上

(建設局土木管理部道路明示課)